

柏 福 指 内 第 4 4 号
平成26年3月27日

柏原市内指定重度訪問介護事業者 様

柏原市健康福祉部福祉指導監査課長

重度訪問介護の対象者拡大に伴う事務手続きについて（通知）

平成26年4月より、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正に伴い、重度訪問介護の主たる対象とする障害の種類に知的障害及び精神障害が追加されることとなります。

それに伴う事務手続きとしまして、重度訪問介護において知的障害者及び精神障害者を主たる対象者とししない事業者につきましては、主たる対象者を特定する理由について変更の手続きが必要となりますので、下記の方法により、変更の届出をしていただきますよう、よろしくごお願いいたします。（知的障害者及び精神障害者を主たる対象者とする事業者につきましては、届出は不要ですので、各事業所で運営規程の重度訪問介護の主たる対象者に知的障害者及び精神障害者を追記しておいてください。）

記

1. 対象事業所

重度訪問介護において知的障害者及び精神障害者を主たる対象者とししない事業者

2. 提出書類

- ・ 変更届連絡票
- ・ 変更届出書（様式第4号）
- ・ 指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由（参考様式15）
- ・ 返信用封筒（82円切手貼付）※
※返信用封筒については、変更届連絡票の控えを受け取りに来庁される場合は省略することができます。

【様式集リンク】

障害福祉サービス・指定障害者支援施設様式集

http://www.city.kashiwara.osaka.jp/fukushishido/shogaifukushi_yoshiki.html

【裏面に続く】

3. 提出方法 郵送又は持参
(持参される場合は3月31日より執務室が変わっていますので、ご留意ください。)
4. 提出先 〒582-8555 柏原市安堂町1番55号
柏原市役所 健康福祉部 福祉指導監査課
5. 提出期限 平成26年4月25日(金)

【問合せ先】

柏原市 健康福祉部 福祉指導監査課
TEL 072-971-5202 (直通)